

高等学校等就学支援金（高校授業料無償化）の御案内

1 「高等学校等就学支援金」とは

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する国の制度です。
(授業料以外の学校徴収金は支援の対象となりません。)

対象となる生徒

- ・日本国籍の生徒
- ・日本に定住が見込まれる外国籍生徒（在留資格等が以下のいずれか）

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※高等学校等就学支援金の対象外となる外国籍生徒の方は、「高校生等・新修学支援」による支援を受けられる場合があります。詳細は事務室へお尋ねください。

支給上限額

【全日制等】月額 38,100 円（年額 457,200 円）

※授業料が支給上限額を下回る場合は、授業料額が支給額となります。

※授業料が支給上限額を上回る場合は、超過分は自己負担となります。

※「授業料等軽減補助金制度（県の制度）」の対象となった方は、高等学校等就学支援金と合わせて月額 45,000 円（年額 540,000 円）まで支援を受けられます。

2 申請方法等

高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」で申請してください。

【ログイン画面】 <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>



必ず **令和8年4月24日（金）**までに申請（入力）してください

※プライバシー保護の観点から、学校では入力せず、御自宅で入力してください。

※学校から配布される「ログイン ID」と「パスワード」でログインしてください。

(紛失された場合は、学校事務室にて再発行しますので、下記連絡先まで御連絡ください。)

※次の申請者向けマニュアルにより申請してください。

令和7年度の認定状況によって、申請者向け利用マニュアルが異なりますので御注意ください。

・ 新入生の方 → 【新規申請編】

・ 在校生で就学支援金を令和8年3月時点で認定されていない方 → 【新規申請編】

就学支援金を令和8年3月時点で受給中の方 → 【変更手続編（在校生受給資格確認）】

※意向登録を誤った場合や入力途中で接続が切れてしまい再開ができなくなった場合は、学校で操作を行う必要があるため、下記連絡先まで御連絡ください。

※外国籍生徒の方は、紙での申請となりますので、下記連絡先まで御連絡ください。

【連絡先】 事務室 電話：(082)229-0111

授業料等軽減補助金制度の御案内

1 「授業料等軽減補助金」とは

国の授業料支援制度である「高等学校等就学支援金」に、広島県が上乘せして助成することにより、授業料及び施設維持費などの実質的に授業料に相当する費用（以下、「授業料等」といいます。）や入学時納入金を軽減する制度です。

2 対象世帯・支給額等

年収の目安	算定基準額※1	授業料等の 軽減上限額※2	入学時納入金 軽減上限額 【支給対象項目】 入学手続き金 70,000 円 入学金 70,000 円
270 万円未満	0 円	540,000 円/年 (45,000 円/月)	140,000 円
350 万円未満	51,300 円未満	540,000 円/年 (45,000 円/月)	134,350 円 ※3

※1 算定基準額は以下のとおりです。保護者等全員の算定基準額を合算して判定します。

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額（政令市の場合は3/4を乗じる）

※2 就学支援金と合わせた金額です。授業料等が上限額に満たない場合はその額が軽減額です。

※3 「入学時納入金－5,650 円」を支給額とします。

3 申請方法等

申請を希望する場合は、保護者等全員の課税証明書（令和7年度分）を令和8年4月24日（金）までに封筒に入れて事務室へ提出してください。

※生活保護を受給されている場合は、令和7年1月1日時点で生活扶助を受給していることのわかる受給証明書でも申請可能です。

《保護者等の考え方》

親権者がいる場合→親権者全員

※親権者は2名いるが、事情により全員分の提出ができない場合は個別に御相談ください。

親権者がいない場合→未成年後見人や主たる生計維持者（個別に御相談ください。）

4 留意事項

(1) 年収目安はあくまで目安であり、実際の判定は算定基準額で行います。

(2) 課税証明書は、必ず「市民税の課税標準額」と「市民税の調整控除額」の記載があるものを提出してください。（記載がない場合は、再度提出していただく場合があります。）

(3) 授業料等や入学時納入金の軽減・返還時期は事務室へお問い合わせください。